

申請書等への押印が令和3年4月1日から順次不要となります。

1 概要

行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、申請手続等において、これまで市民等に求めていた申請書等の氏名欄の押印について、必要性の低い押印については見直しを進めています。また、行政内部の手続についても簡素化及び利便性の向上を図るため、同様に見直しを実施します。

今回は、市の規則等により独自に定めているものを中心に見直しを進め、早急に実施が可能なものについては、令和3年4月1日から押印を不要とします。

なお、残りの申請書等の押印についても見直しを行い、準備が整ったものから順次押印を不要とします。

***【第2段階】（令和3年度6月1日時点）の見直しを行いました。**

2 不要となる申請書等（令和3年6月1日現在）

実施時期	不要となる申請書等の数 ※1
令和3年4月1日	728件 ※2
令和3年6月1日	211件 ※2

令和3年6月1日現在
不要となった申請書等の数
939件

上記以降も残りの申請書等については見直しを行い、準備が整ったものから順次押印を不要としていきます。

※1 行政内部の手続も含まれています。

※2 国・県等による押印の義務付けが廃止され、すでに押印不要となっているものも含まれます。

対象となる申請書等については、別紙「申請書等への押印を不要とする様式一覧」にてご確認ください。

【押印不要となる申請書等の例】

・児童手当、特例給付現況届 ・各種施設の利用許可申請書 など

3 その他

引き続き押印が必要な手続きがあります。見直しにより押印が不要となったものについては、随時一覧を更新しますので、ご確認ください。

なお、お手持ちの申請書等の様式に④の記載がある場合でも、既に押印が不要となっているものについては、申請書等をそのままご利用いただけます。

【問い合わせ先】

佐伯市 総合政策部 行政マネジメント課

Tel : 0972-22-4073

(注) 各申請書等の記載方法などについては提出先の各担当課へお問い合わせください。